

デジタル時代の著作権協議会（CCD）
平成 27 年度第 2 回著作物の保護と利活用に関する研究会

議事要旨

日時：平成 27 年 9 月 29 日（火）10:00～12:00

場所：公益社団法人著作権情報センター 会議室

議題 1：講演「著作権教育に関するアンケート調査結果をどう読むか」

講演者 大和淳氏（独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部長）

議題 2：団体情報発表 一般社団法人日本書籍出版協会

議題 3：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕

久保田主査が議長をつとめた。

議題 1. 講演「著作権教育に関するアンケート調査結果をどう読むか」

（独）日本芸術文化振興会 大和氏より、平成 16 年度、22 年度および 26 年度に実施された「学校における著作権教育のアンケート調査」について、報告が行われた。

3 回の調査結果から、著作権の重要性の認識は高まりつつあることがうかがえる。一方で、文化庁や著作権団体等が作成している教材、資料についての認知度は高くなく、今後の活用に向けた施策が課題といえる。調査結果については、文化庁、各都道府県教育委員会、著作権関係団体にこそ活用してもらい、教育現場で求められている教材の開発などに活かしてほしいとのことが述べられた。

また講師からは、中学校、高校では学習指導要領で著作権について取り扱うこととされているが、著作権教育はマインドの問題であり、リテラシー教育の観点が強いにもかかわらず、教科の中で教えようとするとうしても知識重視になってしまい、十分に普及されないのではないかと。また、教育現場では、著作権制度を規制と受け止める傾向がみられる。著作権法は著作者の権利を定めたもので、「著作物を利用するときには許諾をとること」が大原則であり、35 条をはじめとする制限規定はあくまで例外であるが、教員の関心は 35 条に集中しがちである。著作権の土台の理解から例外規定の理解へ積み上げていくことが重要であることも述べられた。

講演を受けた意見交換では、以下のような意見が述べられた。

- ・ 子ども達は学校で作文など著作物を創作しており、自らも権利者であるという人格権からアプローチすれば、規制という受け止め方はなくなるのではないかと。
- ・ 生徒が著作権侵害してしまう危険を迅速に回避するために、まず侵害行為を禁止し、その後でなぜダメなのか理由を説明する手法をとらざるをえない現場もある。
- ・ 30 代を境に若年層はコンテンツについて「シェア、フリー」という文化の中で育ち、価値観が全く異なる。今回の調査でも回答者の性別・年齢があれば、違った分析が可能なのではないかと。
- ・ 集中管理機構の整備など権利者側の努力が必要な部分もある。今期法制・基本問題

小委員会で課題となっている教育の情報化では、制限規定 35 条について検討されており、権利者と教育機関でガイドラインを協議する場が設けられる方向である。

著作権教育に関しては、研究会として今年度重点的に検討する課題として、引き続き取り組んでいくこととした。

議題 2. 団体活動報告～一般社団法人日本書籍出版協会

時間の都合により、(一社)日本書籍出版協会からの報告については、次回以降の研究会において行うこととした。

議題 3：その他

特になし。

以上